

評議員慰労金規程

(目 的)

第1条 本規程は、学校法人昭和医科大学寄附行為第68条に規定する評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(慰 労 金)

第2条 評議員が任期を満了または退任したときに慰労金を支給する。

第3条 慰労金は一律10万円とする。

(特 則)

第4条 評議員で次の各号に該当し退任したときは、本規程に定める慰労金を支給しない。

- (1) 法令の規定に著しく違反したとき。
- (2) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(その他報酬等の支給)

第5条 本学は、評議員に対し、第2条および第3条に規定する慰労金以外に、賞与、その他の報酬等の支給は行わない。

附 則

1. この規程は、昭和62年1月1日から施行する。
2. この改正規程は、令和7年9月9日から施行する。
3. この規程の改廃は、理事会の承認を要するものとする。